

## 専門職大学院認証評価報告書

教育機関名称	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科
教育機関名称(英語)	School of Engineering, The University of Tokyo
専攻名称	原子力専攻(専門職大学院)
専攻名称(英語)	Nuclear Professional School
学位名称	原子力修士(専門職)
提出日	2025(令和7)年3月

- (1) JABEEは本認証評価報告書を文部科学大臣に報告する。  
また、専攻が提出した自己評価書(本文編)とともに、本認証評価報告書をJABEEホームページで公表する。
- (2) JABEEは、認証評価報告書において「適合」と判定された専攻に対し適格認定証を交付する。
- (3) 適格認定を受けた専攻は、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「弱点(W)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出しなければならない。  
また、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「懸念(C)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出することができる。
- (4) JABEEは、改善報告書を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。  
その後、速やかに当該認定大学に通知するとともに、JABEEホームページで公表する。

## 専門職大学院認証評価 総合的所見

適格認定の可否	適 合	
可否の判定根拠	日本技術者教育認定機構が定めた50項目の産業技術系専門職大学院基準のすべてにおいて、D(欠陥)と評価された項目はない。	
評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対応が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対応が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	-(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。

## 全般的な長所・ 問題点・コメント

### ★長所

本専攻は高度な専門性が求められる原子力施設の安全運転・維持管理やその監督・指導を行うための深い学識および卓越した能力を培い、原子力産業や原子力関係の行政法人や研究開発機関で指導的役割を果たす高度な原子力専門家の養成を目的とした専門職大学院である。原子炉物理に留まらず、エネルギー・環境、計算科学、電気・電子、機械・材料、物理・化学から社会科学まで、広くバックグラウンドの異なる技術者・研究者が、原子力・放射線分野に関する再教育を受けることにより成り立つ複合産業であるという社会の要請を捉え、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者などの国家資格を取得するという明確な目標を持って勉学に励んでおり、原子力のプロと言える逸材が育成されている。僅か1年という短期間で、多様な学識の習得と訓練を伴う体系的なカリキュラムを有する教育システムが構築されており、教育の国際標準化(原子力のグローバル化)にも留意しており、おおむね順調かつ堅実な教育状況とみることができる。在学生のみならず修了生OBの意識も能力も非常に高い。火力を脱したエネルギーシフト社会における原子力産業の置かれた役割と責任感等が醸成されていることが面談などで確認できた。こうした高度な教育は教職員の熱意と潤沢な施設に裏打ちされていることも強調しておきたい。

### ★問題点

教育組織は絶えず改善が必要であるが、基準のクリアという点では大半がクリアされているが、前回でクリアされた仕組みをそのまま引き継いでいるケースが散見される。5年間であっても内外の環境の変化は大きく、一層の改良を必要とする箇所がある。改善を求めた箇所は議論によって工夫を求めたい。特に、標準修業年限が1年であることから、修了生のコンピテンシー育成に関して一層の工夫が必要になっている。僅か1年間の中で必要な能力を獲得することは容易ではないが、在学中の学習・教育目標の達成度(以下「達成度」と略)の適切な評価・点検は必須である。そういう意味で達成度の評価・点検の仕組みが十分であるかという観点から調査した。

学生の達成度点検のための各科目のポートフォリオにおける位置づけは万全なものではなく、継続的な達成度の自覚に至らないと危惧される。シラバスにおける成績評価においては科目に対応する複数の個別の達成度評価も十分とは言えない。このほか、修了認定時に際して各達成度を総合的に評価・点検できていないなどの指摘に対する改善が望まれる。

改善システムに関してはPDCAサイクルが回っているものの弱いと感じられた。基準1から6を個別に点検するシステムの導入を含め、外部からの指摘への対応に加えて一層の内的活動の活性化が望まれる。教育システムの継続的改善システムの一層の強化をすることによって、万人が納得するPDCAサイクルに基づいた効果的な活動への改善が望まれる。

### ★コメント

本専門職大学院の設置から既に20年を経て、多くの修了生が専攻を出て当該分野の中核を担う技術者として活躍している。高等教育と専門職資格を得るというニーズを背景に、業界を越えた社会貢献にも寄与することを期待したい。言い換えれば、本専攻は我が国の原子力教育をリードする最高の教育機関としての自覚を有することを期待することにほかならず、教育の仕組みもそれに応じた最高なものにアップしてもらいたい。今般の指摘を前向きにとらえて整備を強く求めるものである。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1	<b>基準 1：専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開</b>	A	基準1(1)～1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、定められている。まず、本専攻の教育研究上の目的を学則で明確に定めている。次に専攻は実用的な資格の取得だけでなくあらゆる局面に対応できる人材育成をその使命としている。最後に時代に応じて変化する原子力に関する社会の要請は運営諮問会議や教員と外部有識者との議論等の把握から反映されている。そしてこれら専攻の使命と目的は教員に対しては専攻教員会議や専攻教育会議において周知され、学生に対しては専攻のホームページで公開されている。
1(2)	修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく専攻パンフレット等で学位授与方針として社会に公開されている。
1(3)	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。 また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。	A	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として6項目を明確に設定している。その知識・能力には、基準1(3)に記載される要件(i)～(vi)と対応付けて含まれている。知識スキルの修得から業務遂行能力（コンピテンシー）に育成を進める点はもっと強調があってもよい。これらは学生および教員には専攻パンフレットに掲載することで周知している。学習・教育目標は前回受審後2019年に改訂され、要件との対照がわかりやすくなった。要件(i)～(vi)以外の知識・能力は設けていない。
1(4)	研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。	A	研究科の名称は「大学院工学系研究科」、専攻の名称は「原子力専攻」となっており、高度な原子力専門家の人材育成を連想させるもので適切である。研究科の研究者養成大学院が「原子力国際専攻」と命名されていることとも関連ある名称で、社会の要請が反映されて適切である。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
2	<b>基準2：学生受け入れ方法</b>	A	基準2(1)の根拠・指摘事項および評価に基づいて評価した
2(1)	学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。	A	6項目からなる学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定し、専攻パンフレットおよびホームページ等によって学内外に公開している。それを選抜の方法等に反映させて、筆記試験と口頭試問の両面から公正、適切に実施している。口頭試問に関しては実地調査で確認した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3	<b>基準3：教育方法</b>	C	基準3(1)～3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した
3(1)	教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。	A	カリキュラム・ポリシーが定められ、その策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いている。カリキュラム・ポリシーは、学生・教員だけでなく社会にも公開されている。
3(2)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	A	カリキュラムは、学生に学習・教育目標を達成させるために体系的に設計され、研究科規則に記載されている。カリキュラムに即して、各授業科目・演習科目と学習・教育目標とのかかわりを示し、必要な授業の流れをビジュアルに示した図表が用意され、当該専攻に関わる学生および教員に配付される専攻パンフレットや、ウェブサイトで公開している。また、科目の年間スケジュールもこれらの仕組みの中で公開しており、カリキュラムは手厚く開示されている。
3(3)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	C	自己評価書(本文編p.22、引用・裏付資料編:科目シラバスp.286-375)、実地調査、及び実地調査時の責任者との面談等から、カリキュラムでは、ほとんどの講義科目に加え対応する演習科目を設定するとともに、事例研究や討論、実験・実習、及びインターンシップ実習などを設けて、適切な教育手法や授業形態を採用することによって実践教育を充実させていることを確認したが、演習や実験・実習のように「正解・解答のある課題に取り組み知識・技能を得ること」ではなく、「正解のない議論(課題)を通して問題解決へのアプローチ方法を身につけ、最終的に主体的・協働的に問題を発見し、解決する能力」を養うことを目的として既に一部の授業科目で導入しているPBL教育の一層の工夫と導入の強化によるカリキュラムの充実が望まれる。また、各科目と学習・教育目標との対応関係については、「授業科目の学習・教育目標に対する関与の程度」(資料No.5-2)や「各学習・教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ」(資料No.5-3)において明確に提示しているが、各科目に対応する各学習・教育目標の達成度を適切に評価するという観点から、各科目と各学習・教育目標との対応関係に検討を要する箇所があるため、改善が望まれる。
3(4)	カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。 なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけでなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。	W	自己評価書(本文編p.23-24、引用・資料編:科目シラバスp.286-375)及び実地調査時の教員面談等により、カリキュラムの設計に基づいてすべての授業科目に関する授業計画書(シラバス)をそのガイドラインに沿って作成し、当該専攻に関わる学生および教員に冊子体として配布し、かつイントラネット上での閲覧も可能なようにして多様な開示をしていることを確認できた。また、シラバスでは、科目毎にカリキュラム中での位置づけを明確に示しており、その教育の内容・方法、履修要件、当該科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示しており、それに従って教育および成績評価を実施していることを確認した。しかしながら、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけを実施し、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標が複数あるにも拘わらず、それらの個別の達成度の評価が実施されていないので、各科目に対応する各学習・教育目標の個別の達成度を評価する改善が必要である。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(5)	学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。	C	自己評価書(本文編p.24-27)及び実地調査時の責任者との面談より、入学前学習の導入、ラーニングアドバイザーによる補習や追試験の実施、そしてコンタクトグループ制度による学生の意見及び要望等の聴取等によって、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みを構築しており、これらの仕組みを学生および教員へ開示し、その仕組みに従った活動をしていることを確認した。学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検に関しては、ポートフォリオ/自己評価シート(資料No.8-13)によって、本専攻のすべての学生に対して、各学期初めに学習・教育目標と関連付けて科目毎に目標を設定させ、各学期末に自己評価をすることで自身の設定した目標に対する達成度を認識させているとあるが、そのポートフォリオの書式や記述例を確認したところ、(1)～(6)の各学習・教育目標の達成度を学生自身が点検できるようにはなっていないため、学生自身が各学習・教育目標の達成度を継続的に点検できるような仕組みに改善することが望まれる。
3(6)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	A	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、定員15名としている。2019～2023年度の直近5年の実績を見ても、10～16名であり、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっている。
3(7)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。
3(8)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	A	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたっている。各授業科目の授業は、連続して2コマの講義を8週で行い週1回の講義を15週にわたる講義と同等にする工夫が認められる。 夜間授業は行っていない。
3(9)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	A	コロナ禍の教育から正常状態に至る過程で、大多数の講義は対面授業に戻ったが、現在もメディアを利用することで十分な教育効果が得られる一部の授業において対面とオンライン(zoomやwebex等)を併用している。グループ討議を要する授業科目など、対面実施の場合により高い教育効果が見込まれる授業については、オンライン授業を実施しないなど、適切なメディア利用状況と判断される。こうしたメディア利用は大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第25条第2項の規定に適合している。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(10)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	通信教育は行っていないため評価の対象外である。
3(11)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	A	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、JAEAと隣接する利点を有するほか、JAEA以外の原子力関連の研修を利用するなど、実習先が十分確保されている。また、実習等の計画・指導・成績評価等に関しては、実習先のJAEA原子力人材育成センターと教育懇談会を開催して適切な連携を図っている。



番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4	<b>基準4：教育組織</b>	A	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編成のための基本的方針に沿って4講座の設置を定め、それに基づいた教員組織が編成されている。また、教員の適切な役割分担および連携体制が確保され、専攻の教育会議で統括されている。
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	A	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在している。専任教員に加えて専任以外の教員を擁しており、学務関係の事務職員も十分な数によって教育支援がなされている。
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守している。
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っている。
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A	法令上必要とされる専任教員数は9名で、教授は半数以上の5名である。
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	A	当該専攻の専任教員15名は以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。 (i) 当該専攻が対象とする分野について教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について特に優れた知識および経験を有する者
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A	専任教員15名のうち3割以上が、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者である。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることを確認した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当している。
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	A	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮している。定年退職者がいる場合に、それに合わせて高齢者を手当てする形を取らず、専攻として必要な人材確保を最重要項目として長期的視点で広く全体を俯瞰する形で人事は進められている。実地調査時に確認した。
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A	専任教員の一部が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合が確認されるが、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっている。兼業の大半は委員会委員など短時間のものである。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合は適切である。
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	—	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れることは可能であるが、これまでに受入れ実績がない。評価対象外として扱った。
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—	本大学院の校地は一つであり、評価対象外である。
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	A	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に昇給区分および勤勉手当成績率を個別通知で開示している。また、それによって採用・昇格および評価を実施している。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされている。
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織として、専攻教員会議と専攻教育に関する上位会議体である専攻教育会議とが設けられている。前者は月2回、後者は随時開催していることから活動が実施され、有効に機能している。また、教育内容に基づき、8つの科目グループが設けられ、教員間の情報共有が図られている。グループ間の連携については、専攻教育会議において議論されている。さらに、客員教員、非常勤講師等が所属するJAEAとは、教育懇談会が組織され、教育に関する情報交換・共有が行われている。これらのことから、教員間連絡ネットワーク組織があり、活動が実施され、有効に機能していることが確認できた。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示しており、かつそれによって活動を実施し、有効に機能している。
4(16)	職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント;SD)があり、SD計画からSD制度が導入されており、電子メール等で当該専攻の職員に開示されている。また、それによって活動の実施も実績表および実地調査時の職員面談から確認できた。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5	<b>基準5：教育環境</b>	A	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	S	自己評価書(本文編p.47、引用・裏付資料編p.109,110)及び実地調査により、本専攻は、主に講義と実験・実習を実施する隣接するJAEAの原子力人材育成センター施設や図書館等と併せて、講義室、研究室、実験・実習室、学生自習室、演習室、学習に必要な教科書・参考書・各種資料の他、豊富な原子力関係の図書や学術雑誌、視聴覚資料等を閲覧可能な図書室・図書館、そして、学内ネットワーク及びJAEA図書館のネットワークへのアクセスとそれらを利用した多くのタイトルの学術雑誌の閲覧など情報関連設備の環境が整備されており、学習・教育目標を達成するために必要な充実した施設・設備が十分に整備されていることを確認した。
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	—	本専攻では夜間講義を開設していないので、本基準は該当しない。
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A	自己評価書及び実地調査により、専任教員(教授、准教授)には各自1室の研究室を設置配分していること、各助教には原則として同程度の広さの研究室を設置していることを確認した。また、みなし専任教員の教員研究室は別途本属機関であるJAEAより配分されているとともに、原子力専攻敷地内では、講師控室を共用教員室として使用できるようにしている。
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	—	本専攻は、科目等履修生やその他の学生以外の者を受け入れていないため、本基準は該当しない。
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—	本大学院の校地は一か所であり、2以上の隣接しない校地において教育研究は行っていないので、本基準は該当しない。
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	—	本専攻は大学院大学ではないため、本基準は該当しない。
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	A	自己評価書や実地調査時に提示された追加資料等によって、学習教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な基盤的経費は国からの運営費交付金等を財源としているが、文科省の事業にも数多く採択されており、かつ科研費、民間共同研究等の確保への取り組みも十分行っている。実地調査で専攻の財源確保への留意を確認できた。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5(8)	<p>学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。</p> <p>また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。</p>	A	<p>自己評価書及び実地調査によって、学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあることを確認した。具体的には入試事前説明会、補習、学習環境支援、シラバス作成と電子シラバスの閲覧、入学料や授業料の免除・奨学金など学費等の支援、保険加入・健康診断・学生相談など生活面の支援、フォローアップ(FU)教育・ハラスメント防止・コンタクトグループの開催など学生の要望への配慮、進路指導、OB・OGとの交流支援などである。これらの学生支援体制については、教員に対しては専攻教員会議等で、当該専攻学生に対して入学試験時やガイダンス等で開示している。また、それに従った活動が実施され、有効に機能していることを確認した。なお、通信教育は行われていない。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
6	<b>基準6：学習・教育目標の達成</b>	A	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	C	自己評価書(本文編p.53)及び実地調査時の責任者との面談により、修了認定の基準と方法が定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示し、それによって修了認定を行っていることを確認した。また、修了認定に当たっては、各学習・教育目標を達成できるように設定された科目(授業科目の学習・教育目標に対する関与の程度(資料No.5-2))を履修済みであることから、各科目の単位を認定され修了要件(30単位以上)を満たすことをもって、本専攻の学習・教育目標(1)～(6)を達成しているとしていることも確認した。しかしながら、修了認定に際して各学習・教育目標の達成度を個々に点検・評価をしておらず、修了認定の基準と方法との整合性が十分とはいえず、改善が望まれる。
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A	専門職大学院設置基準に基づき、東京大学大学院専門職学位課程規則及び東京大学大学院工学系研究科規則を定めており、本専攻の専門職学位課程の標準修業年限を1年とし、修了認定に必要な在学期間(1年以上)および修得単位数(30単位以上)を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していることを確認した。
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	—	本専攻の標準修業年限は1年であり、設置基準に定められる最短在学期間と合致し、在学期間の短縮は行っていないため、本基準は該当しない。
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A	自己評価書により、当該専攻外で修得した単位の修了条件としての認定に関しては、法令による定めに基づき「本専攻学生の他専攻または他研究科等で修得した単位の認定に関する内規」(資料No.3-6)が定められ、また、入学前の既修得単位の認定に関しても、本研究科で定めている「入学前の既修得単位等の認定に関する申合せ」(資料No.2-17)に従った運用をすることを確認した。これらの内規と申合せの運用に際しては、当該専攻外で修得した単位の認定が教育上有益と認められ、かつその認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないように配慮されていることを確認した。いずれも適用実績はない。
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A	自己評価書より、授与する学位の名称は「原子力修士(専門職)」と定めており、原子力という分野の特性や原子力専門家の人材養成という教育内容に整合する適切なものであることを確認した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
7	<b>基準7：教育改善</b>	W	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	W	自己評価書(本文編p. 59-62)及び実地調査時に配付された「関係会議図(追加資料31)」と責任者による説明によると、専攻教員会議、専攻教育会議、運営諮問会議等を設置して、教育システムを点検・評価しているとしているが、各会議体の規則での審議事項(資料No. 3-8, 3-5, 2-12)や実際の審議の議事録等(資料No. 4-8, 4-6, 4-7, 4-5)からは、基準1～6に関して焦点をあてその各基準を満たしているかを点検・評価した審議は明確には確認できない。同様に、その仕組みについても明確には確認できない。ただ、専攻教員会議の下に設置されている教育改善WGにおいて上記の点検・評価が期待できるが、その会議録(追加資料36-2)からは現状では今回の認証評価に向けた自己評価書の作成に終了しているため、今後、教育システムが基準1～6を満たしているかを定期的に点検・評価する仕組みを構築する必要がある。
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	C	自己評価書(本文編p. 63)及び実地調査時の責任者等の面談により、社会の要求に配慮した仕組みとしては外部有識者などによる運営諮問会議が、また、学生の要望に配慮した仕組みとしては授業評価アンケートおよびコンタクトグループでの改善処理の仕組みがあることを確認し、活動の実態は5年間で41項目の改善事例が「教育改善リスト(追加資料36-1)」から確認できた。以上のように、本専攻の教育に関する点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含むことを確認できた。しかしながら、点検・評価システム自体の機能に関しての点検に関しては、「教育改善リスト(追加資料36-1)」に基づいて有効に機能しているとしているが、その仕組みと活動状況等について客観的な点検がなされるような改善が望まれる。
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A	自己評価書(本文編p. 64)より、定期的な点検・評価の結果の一例として、JABEE認証評価の自己評価書および改善報告書、運営諮問会議関連資料を専攻ウェブサイトを通じて積極的に学内外に公表していることが確認できた。
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	C	自己評価書(本文編p. 64)及び実地調査時の責任者面談等から、主にJABEE認証評価時の指摘事項や学生からの要望等に対応した41項目にわたる改善事例が「教育改善リスト(追加資料36-1)」として確認できた。しかしながら、教育システムによる教育の結果(各学習・教育目標の達成度評価を含めた修了認定結果等)に基づいて、専攻自ら定期的に教育システムを点検・評価して、その結果に基づいて教育システムを継続的に改善する仕組みを強化することによって、PDCAサイクルに基づいた有効な活動がなされるような改善が望まれる。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
8	<b>基準 8 : 特色ある教育研究活動</b>	S	基準8(1)の根拠・指摘事項および評価に基づいて評価した。
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	S	特色ある教育研究活動として列挙された17点をさらに4つの特色で分類して自己評価の活動自体を高度化している点が評価される。その結果、自己評価によって、原子力分野の高度専門教育活動、学生学習教育支援、学習・教育成果に対する認定および国内外関係組織との連携と、専攻が関係する各方面での有意義かつ特色のある教育の進展に努めていることが確認できた。